

(平 26. 2. 13
総 5 - 5)

税制調査会会長
中里 実 様

税制調査会特別委員 新浪 剛史

意見書

税制調査会を所用により欠席しますので、書面にて下記の通り意見を述べます。

記

1. 法人税制の見直しの必要性

* 実効税率の引き下げで立地競争力強化

- ・ 2014年度日本の法人実効税率：35.64%。
復興法人税の2013年度末廃止により、2014年度以降の法人実効税率（例：東京都）は38.01%から35.64%に低下。
- ・ 立地競争力の強化を通じた中長期的な国内投資活性化のために、諸外国と比べて高水準な法人実効税率をさらに引き下げるべき。

* ドイツ並みの水準まで実効税率を下けると10年間で4兆円の投資押し上げ効果

- ・ 法人実効税率をドイツ並みの水準まで引き下げると（38.01%⇒29.55%）、資本コストが3.1%低下し、10年間で累計4兆円程度の設備投資押し上げ効果。（みずほ総研試算）
- ・ 法人実効税率を下げるだけでは「企業の投資押し上げ」の必要条件しか満たさない。世界一企業が活動しやすい投資環境整備と成長戦略を遅滞なく実行していく事により、「企業の投資押し上げ」の必要十分条件をみtas。

2. 代替財源について

* 法人税の課税ベース拡大に求めるべき

- ・ 外形標準課税の拡大
赤字企業も社会インフラを利用しているので、外形標準課税を拡大して応分

の負担を課すべきではないか。その具体的な制度、例えば3年間法人税を収めていない企業は4年目からは外形標準課税の適用分割を増加させる、等を設計、適用していくべき。

- 租税特別措置の見直し

聖域を設けず、ゼロベースで全ての租税特別措置を見直すべきではないか。そして、真にこれからの日本における企業活動活性化、市場創出、雇用増につながるものを新たに設定すべき。

以上